



宮 崎 県 公 報

令和8年5月14日(木曜日) 第712号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1		について…………… (自然環境課) 3
○都市公園条例施行規則の一部を改正する規則… (都市計画課) 2		○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 4
○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 2		○公金の収納及び支出に関する事務の委託…………… (山村・木材振興課) 4
告 示		○道路の区域の変更 (6件) …………… (道路保全課) 4
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 3		○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 5
○指定一般相談支援事業者の指定 (2件) …………… (“) 3		○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 6
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明		○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (建築住宅課) 6
		公 告
		○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (団体指導検査課) 7
		○土地改良区の定款変更の認可 (6件) …………… (“) 7
		選挙管理委員会告示
		○不在者投票のできる施設の指定変更…………… 8

規 則

宮崎県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県行政手続条例施行規則 (平成7年宮崎県規則第65号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(不利益処分をしようとする場合の手續を要しない処分) 第2条 [略]	(不利益処分をしようとする場合の手續を要しない処分) 第2条 [略] <u>(公示の方法)</u> 第3条 手続条例第15条第4項 (同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。) に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と公示事項 (同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。) の閲覧をする者の使用に係る電子計算機 (行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。) とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。) を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（保管した工作物等に係る公示事項を掲示する場所）</p> <p>第23条 条例第11条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宮崎県庁の<u>掲示板</u></p> <p>(2) 宮崎土木事務所<u>の掲示板</u>（県立平和台公園、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園に係る事項に限る。）</p> <p>(3) 西都土木事務所<u>の掲示板</u>（特別史跡公園西都原古墳群に係る事項に限る。）</p>	<p style="text-align: center;">（保管した工作物等に係る公示の方法）</p> <p>第23条 条例第11条の3第1項第1号に規定する規則で定める方法は、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同号に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p style="text-align: center;">（保管した工作物等に係る公示事項を公示する場所）</p> <p>第23条の2 条例第11条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宮崎県庁</p> <p>(2) 宮崎土木事務所（県立平和台公園、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園に係る事項に限る。）</p> <p>(3) 西都土木事務所（特別史跡公園西都原古墳群に係る事項に限る。）</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成 5 年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（公示の場所等）</p> <p>第24条の2 条例第26条の2第1項第1号に規定する規則で定める場所は、<u>広告物等を保管している西臼杵支庁又は土木事務所とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（公示の方法等）</p> <p>第24条の2 条例第26条の2第1項第1号に規定する規則で定める方法は、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同号に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電</p>

2 [略]

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 365号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害児通所 支 援 事 業 所		指定障害児通所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550300505	放課後等デイサー スあい's	宮崎県延岡市土々 呂町5丁目2006番 21	株式会社愛喜光	宮崎県延岡市櫛津 町3196番地12	令和8年5月1日	放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定一般相談支援事業所		指定一般相談支援事業者		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	
4530500323	相談支援事業所C ONNECT	小林市北西方8169 - 1	T S U N A G U株 式会社	小林市南西方1073 番地7	令和8年 5月1日

宮崎県告示第 367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定一般相談支援事業所		指定一般相談支援事業者		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	
4532050517	相談さぼーとバリ アフリーこゆ	児湯郡高鍋町大字 北高鍋 956-3	特定非営利活動法 人バリアフリーサ ークルこゆ	児湯郡高鍋町大字 北高鍋 956-3	令和8年 5月1日

宮崎県告示第 368号

保安林の指定施業要件の変更（令和8年宮崎県告示第 340号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者

のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する椎葉村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
椎葉村役場
甲斐昇
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 8 年宮崎県告示第 340号によること。

宮崎県告示第 369号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1443	黒木 康憲 宮崎県日南市北郷町北河内8915番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	黒木 康憲 宮崎県日南市北郷町北河内8915番地

宮崎県告示第 370号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納及び支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	住所（事務所の所在地）
宮崎県森林組合連合会	宮崎市橋通西 2 丁目 2 番 2 号
宮崎中央森林組合	宮崎市高岡町花見2987番地 6
南那珂森林組合	串間市大字串間2324番地 1
都城森林組合	都城市早鈴町5085番地
西諸地区森林組合	小林市細野 251番地 1
児湯広域森林組合	西都市大字平郡5681番地
延岡地区森林組合	延岡市大武 787- 1
耳川広域森林組合	日向市東郷町山陰辛 280番地 1

西白杵森林組合	西白杵郡高千穂町大字三田井1063番地23
宮崎県木材協同組合連合会	宮崎市橋通東 1 丁目11- 1
日南製材事業協同組合	日南市北郷町郷之原乙72- 1
都城地区製材業協同組合	都城市上水流町2878番地
西都地区製材協同組合	西都市大字調殿1055- 6 番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等及び歳出
林業・木材産業改善資金貸付金並びに元利償還金及び違約金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 371号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字大河内3番4地先から同郡同村同大字同字3番1地先まで	旧	16.8~ 24.2	106.9
				新	22.4~ 33.0	106.9

宮崎県告示第 372号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西	西都市大字	旧	6.9~	617.8

	都線	穂北字榎木 田3546番2 地先から同 市同大字同 字3452番5 地先まで	新	22.9	617.8
				6.9～ 51.4	
				10.9～ 93.0	

宮崎県告示第 373号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	小林市南西 方字鬼塚60 17番1地先 から同市南 西方字猫塚 6050番20地 先まで	旧	9.1～ 17.0	518.5
				新	10.9～ 24.7	518.5

宮崎県告示第 374号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 43番3地先 から同郡同 村同大字同 字 243番11 地先まで	旧	6.7～ 21.5	70.4
				新	6.7～ 22.4	70.4

宮崎県告示第 375号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	小林市北西 方字黒仁田 4119番9地 先から同市 北西方同字 4193番1地 先まで	旧	4.4～ 26.1	505.9
				新	4.4～ 26.1	505.9
					12.0～ 49.1	474.2

宮崎県告示第 376号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字西 麓字木場谷 4844番5地 先から同郡 同町同大字 字池ノ原46 64番3地先 まで	旧	6.1～ 22.6	868.0
				新	9.7～ 22.7	868.0

宮崎県告示第 377号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米 良村大字横 野字大河内 3番4地先	令和 8 年 5 月 14 日

から同郡同
村同大字同
字 3 番 1 地
先まで

宮崎県告示第 378号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字長尾 谷1618番 1 08地先から 同郡同村同 大字同字16 18番 7 地先 まで	令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県告示第 379号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 43番 3 地先 から同郡同 村同大字同 字 243番11 地先まで	令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県告示第 380号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字大河内 3 番 4 地先から同郡同村同大字同字 3 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 5 月 29 日

宮崎県告示第 381号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 8 年 5 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都 線	西都市大字穂北字榎木田3546番 2 地先から同市同大字同字3452番 5 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 5 月 29 日

宮崎県告示第 382号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号。以下「法」という。）第59条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 8 年 5 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 支援業務の種類

法第62条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる業務

2 名称又は商号

合同会社 S U G I M O T O

- 3 支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
らららハウス
宮崎県小林市真方 512番地48
- 4 指定年月日
令和8年4月21日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地 1
理 事	大 浦 竹 男	小林市野尻町東麓1473番地 3
理 事	上久保 修	小林市野尻町三ヶ野山22番地 1
理 事	田 爪 浩 幸	小林市野尻町東麓2191番地 4
理 事	大 角 正 廣	小林市野尻町三ヶ野山 859番地 1 24
理 事	相牟田 安 博	小林市野尻町三ヶ野山 303番地 6
理 事	奥 村 健一郎	小林市野尻町東麓1049番地 1
理 事	秋 廣 浩 一	小林市野尻町三ヶ野山1311番地 6
理 事	松 田 まり子	小林市野尻町三ヶ野山1708番地 4
理 事	庭 山 邦 弘	小林市野尻町東麓1976番地
監 事	谷 山 茂 昭	小林市野尻町三ヶ野山1364番地37
監 事	野 元 幸一郎	小林市野尻町三ヶ野山1677番地 2
監 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ

（任期：令和12年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地 1
理 事	大 浦 竹 男	小林市野尻町東麓1473番地 3
理 事	遠 矢 巽	小林市野尻町三ヶ野山14351番地28

理 事	田 爪 浩 幸	小林市野尻町東麓2191番地 4
理 事	上久保 修	小林市野尻町三ヶ野山22番地 1
理 事	相牟田 安 博	小林市野尻町三ヶ野山 303番地 6
理 事	大 角 正 廣	小林市野尻町三ヶ野山 859番地 1 24
理 事	奥 村 健一郎	小林市野尻町東麓1049番地 1
理 事	庭 山 邦 弘	小林市野尻町東麓1976番地
監 事	秋 廣 浩 一	小林市野尻町三ヶ野山1311番地 6
監 事	谷 山 茂 昭	小林市野尻町三ヶ野山1364番地37
監 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）から令和8年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から令和8年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から令和8年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）から令和8年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）から令和8年4月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、清武町土地改良区（宮崎市）から令和8年4月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

令和8年5月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 カーサ・アルパ壱番館	名称	新	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 カーサ・アルパ壱番館
		旧	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 潤和地域包括ケアセンター サービス付き高齢者向け住宅 カーサ・アルパ壱番館